

北海道根室振興局告示第 31 号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和 27 年北海道条例第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり令和 4 年産から翌々年産までの種馬鈴しょ集荷販売業者の登録をした。

令和 5 年 5 月 24 日

北海道根室振興局長

登録番号	登録年月日	住所	氏名または名称
根室第 1 号	令和 5 年（2023 年） 5 月 24 日	標津郡中標津町字武佐 247 番地 4	篠永 務